

小金井市における東京都サービス付き高齢者向け住宅整備事業補助金交付要綱第5第1項第1号アに規定する基準

(趣旨)

第1条 この基準は、東京都サービス付き高齢者向け住宅整備事業補助金交付要綱（平成27年4月9日26都市住民第1714号局長決定）第5第1項第1号アに規定する小金井市（以下「市」という。）が事業者に求める基準（以下「市基準」という。）について定めるものとする。

(基準)

第2条 市基準は、次に定めるとおりとする。

- (1) サービス付き高齢者向け住宅の入居者の募集に当たっては、市内に居住する者の入居を優先させるため、一般の入居者募集期間に先行して、市内居住者のみを対象とした募集期間を最低1か月以上設けることとし、当該期間中については市内居住者に向けた広報活動を積極的に行うこと。また、当該期間外についても、可能な限り市内居住者の入居を優先させること。
- (2) サービス付き高齢者向け住宅の整備計画が、小金井市介護保険・高齢者保健福祉総合事業計画において定める日常生活圏域別の高齢者人口分布に偏在を生じさせ、小金井市介護保険・高齢者保健福祉総合事業計画の達成に支障を生じさせる規模ではないこと。
- (3) 事業者は、事業開始後定期的に、入居者の状況を市に報告すること。
- (4) 事業者は、地域における医療・介護サービスに係る需要の把握に努め、連携（併設又は近接）する医療・介護サービス事業者が提供する医療・介護サービスについては、入居者に限定せず、市内の高齢者を広く対象とすること。
- (5) 事業者は、入居者が、連携（併設又は近接）する医療・介護サービス事業者以外の医療・介護サービスを自由に選択することを妨げないこととし、入居者に提供される医療・介護サービスが入居者の状態や意向を反映したものとなるよう配慮すること。
- (6) サービス付き高齢者向け住宅の建設に当たっては、近隣住民に対して説明会を実施するなど、十分な説明を行うこと。
- (7) サービス付き高齢者向け住宅の運営に当たっては、地域に開かれ、地域と連携したものとし、サービス付き高齢者向け住宅内に交流スペース等を設置した場合は、地域住民との交流のために開放するよう努めること。

(8) 消防法施行令（昭和36年政令第37号）に基づくスプリンクラー設置義務がない施設であっても、入居者の安全に配慮をするため、可能な限り各居室等へスプリンクラーを設置するよう努めること。

(9) 関係する法令、通知等を遵守すること。

（委任）

第3条 この基準に定めるもののほか、必要な事項は市長が別に定める。

#### 付 則

この基準は、平成27年5月22日から施行する。